## 遺族給付金及び未支給給付を請求する際の添付書類について

加入者または年金を受けている方がお亡くなりになり、ご遺族が「遺族給付金」をご請求いただく場合、請求者とお亡くなりになった方との身分関係を明らかにする書類として、戸籍抄本を添付頂いておりましたが、令和2年12月28日付で確定給付企業年金法施行規則等が改正されたことに伴い、「不動産登記規則の規定により交付を受けた法定相続情報一覧図の写し」を添付することができるようになりました。

なお、<u>加入者や年金を受けている方が亡くなられた場合、まずはお電話にて</u> 出版企業年金基金事務局へご連絡ください。 りますので、必要な届出書類と手続きの案内をお送りいたします。

- \*ご遺族の範囲及び順位 配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹の順
- \* 死亡時に未支給の年金が残っている「未支給給付」の請求の際も同様です。

(お問い合わせ先)

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 1 - 3 2 出版クラブビル7階 出版企業年金基金 給付課

電話 03-5259-9111